

## 令和7年度中津工業団地第1号公園屋外トイレ・防災倉庫整備事業 に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年度中津工業団地第1号公園屋外トイレ・防災倉庫整備事業における「設計・施工及び監理」について、提案を行う事業者を公募する。

### 1 目的

中津工業団地第1号公園は、新設する多目的広場のほか、野球場、テニスコート、プールなどの運動施設や体育館、大型複合遊具を備えたトリム広場などを有し、子どもから高齢者までの多様な人に憩いの場を提供する都市計画公園であることから、本事業の実施においては、誰もが快適に利用できるデザインや機能性を備えたトイレを設置する必要があるほか、災害時には、広域避難場所や広域応援部隊の活動拠点となることから、防災に関するノウハウやトイレの衛生設備、維持管理性に配慮した設計・施工技術を取り入れる必要がある。

こうしたことから、設計・施工にあたっては、「公共建築(改修)工事標準仕様書（建築工事編、電気設備編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版)）」、その他関連する基準に準じ、安全かつ適正に事業を完了するために本プロポーザルを実施し、設計・施工及び監理業者の優先交渉権者を選定することを目的とする。

### 2 一般項目

(1) 業務名	令和7年度中津工業団地第1号公園屋外トイレ・防災倉庫整備事業
(2) 発注者	愛川町長 小野澤 豊
(3) 事業内容	
ア 履行場所	中津工業団地第1号公園 敷地内（住所：愛川町中津4043番地）
イ 契約工期	契約締結日から令和7年1月28日まで 屋外トイレ・防災倉庫の設置完了(業務完了書類の提出含む。)については、令和7年1月28日までとする。
ウ 事業概要	・事業に係るすべての実施設計(確認申請手続き含む。) ・屋外トイレ・防災倉庫及び付帯施設等の設置並びに監理
エ 履行条件	要求水準書の方針は最低限度として必ず実施すること。
オ 提案限度額	43,626,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

### 3 プロポーザル参加申込者の資格要件

プロポーザル参加申込者は、本事業を行うために必要な企画力及び資本力などの経営能力を備えた単独企業又は複数の企業により構成されるグループとし、参加申込書の受付時点において、参加申込企業又は参加申込グループの代表構成員及び構成員が、下記のすべての条件（構成員については(9)及び(10)を除く）に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 愛川町指名停止等措置要綱による指名停止を受けていないこと。

- (3) 法人等（法人又は団体をいう。）が、愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められないとこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 直近3事業年度の法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 本業務と同趣旨の業務に関する国又は地方公共団体等での履行実績があること。
- (10) 参加申込企業又は参加申込グループの代表構成員が愛川町競争入札参加資格者名簿の認定業種「建築一式」に登録されていること。

#### 4 プロポーザルスケジュール

プロポーザルスケジュールは、次表のとおりとする。

項目	予定期間
実施要領等の公表	令和7年5月20日（火）
参加申込書等の提出期限	令和7年5月27日（火）
実施要領等に関する質問受付	令和7年6月4日（水）
実施要領等に関する質問への回答	令和7年6月9日（月）
提案内容審査書類等の提出期限	令和7年6月13日（金）
プレゼンテーション審査	令和7年6月23日（月）
優先交渉権者（及び次点者）の決定	令和7年7月上旬
契約締結・業務開始	令和7年7月中旬以降

#### 5 プロポーザル参加申込書の提出

参加申し込みにあたっては、別に定める参加申込関連書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月27日（火）  
(受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時まで)
- (2) 提出方法 所定の書類、部数を揃えて提出（直接持参）すること。
- (3) 提出場所 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1  
愛川町役場 建設部 都市施設課 建築・公園緑地班
- (4) 辞退 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 6 質問及び回答

プロポーザル参加申込者は、実施要領等について質問があるときは、質疑書（様式1）を提出すること。

(1) 質問書提出期限 令和7年6月4日（水）午後5時まで

(2) 質問書提出方法

ア 質疑書（様式1）に質問内容を具体的に記入の上、電子メールにより提出すること。

提出先メールアドレス：toshi@town.aikawa.kanagawa.jp

※送信後、電話で着信確認を行うこと。（開庁日の午前9時から午後5時15分まで）

※所定様式による上記メール送信以外、質問は受け付けない。

イ 電子メールの件名は「中津工業団地第1号公園屋外トイレ・防災倉庫整備事業に係る質問の件」とすること。

ウ 提出書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の提案者からの提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。

(3) 質問書に対する回答 令和7年6月9日（月）までに愛川町ホームページで公開する。

## 7 提案内容審査書類等の提出

(1) 提出書類 別に定める提案内容審査書類を提出すること。

(2) 提出期限 令和7年6月13日（金）  
(受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時まで)

(3) 提出方法 所定の書類、部数を揃えて提出（直接持参）すること。

(4) 提出場所 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1  
愛川町役場 建設部 都市施設課 建築・公園緑地班

## 8 参加に際しての注意事項

(1) 無効事由

次のいずれかの事項に該当する場合は、申し込みを無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提案限度額を越えた見積額を提示した場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加申込者が負うものとする。

(3) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできないものとする。

(4) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の追加、差し替え、訂正等はできないものとする（軽微なものや愛川町から指示があった場合を除く）。

(5) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 費用負担

提出書類の作成、提出及びプロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加申込者の負担とする。

(7) その他

参加申込者は、参加申込書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。

## 9 見積書作成にあたっての注意事項

(1) 事業費の積算方法

- ・事業費は、項目ごとに明確に区分して積算し作成することとし、一式計上は認めない。
- ・見積書の宛先は「愛川町長」とすること。
- ・見積者は契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること。

(2) 消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(3) 提案金額は、本業務に係る契約額となる。

## 10 事業者の選定及び評価方法

(1) 選定方法

町職員で構成する審査委員会において、提案内容の審査・評価を行う。

審査にあたっては、審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及び参加申込者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等が最も優れた企画を提案した者を優先交渉権者として選定する。

(2) プrezentation審査

- ア 実施日 令和7年6月23日（月）  
イ 実施時間 別途通知する  
ウ 実施場所 愛川町役場4階401会議室  
エ 所要時間（1提案者あたり）  
・準備、説明 15分以内  
・審査委員からの質疑 10分程度  
・片付け 5分以内

オ 注意事項

- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとする。
- ・プレゼンテーションにあたり、電源、プロジェクター1台、スクリーン1台、接続用HDMIケーブル以外の必要な機材は、提案者が用意すること。
- ・提案内容審査書類として提出した書類のみを資料としてプレゼンテーションを行う

こととし、資料追加は不可とする。

なお、提案内容審査書類とは別にパワーポイント等でプレゼンテーション資料を作成する場合には、当該資料を紙に印刷したものを、令和7年6月13日（金）までに提出すること（提案内容審査書類の提出後でも可。）。

- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできないものとする。
- ・実施場所には指定時間の10分前から入室可能とする。
- ・実施場所への到着が指定時間から5分以上遅れた場合は、審査対象としないこととする。
- ・遅刻時間が5分未満の場合には審査対象とするが、プレゼンテーション所要時間の延長は認めない。

(3) 審査項目及び評価内容

別表のとおり

(4) 優先交渉権者の決定

ア 上記の審査項目及び評価内容について、提出書類及び提案者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を優先交渉権者とする。最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。

イ 提案者が1者のみの場合、審査結果において全審査委員の評価点の平均点が70点以上の場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。

なお、平均点が70点に満たず、事業を実施する場合には再度公募を行う。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査終了後、優先交渉権者が決定次第、すみやかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を愛川町ホームページにて公表する。

ア 優先交渉権者の名称及び評価点

イ 次点以下の評価点（提案者の名称は記載しない）

(6) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加申込書の提出後に応募要件を満たさない事由が確認された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 著しく信義に反する行為があった場合

## 1.1 契約について

審査で選定された優先交渉権者を契約候補者とし、実施要領、仕様書及び提案内容審査書類に基づき協議の上、契約内容を決定し、愛川町契約規則（昭和39年10月1日規則第9号）の規定に基づき随意契約を締結する。

なお、協議が整わなかった場合又は契約候補者が契約を辞退した場合には、評価点が次点の者と協議を実施する。

## 1 2 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

業務を一括して第三者に請け負わせることはできないものとする。

### (2) 個人情報保護

事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

### (3) 守秘義務

事業を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。業務の完了後又は契約解除後においても同様とする。

## 1 3 担当及び問い合わせ先

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田 251 番地 1

愛川町役場 建設部 都市施設課（担当：斎藤）

T E L : 046 (285) 6939

(別表) 審査項目及び評価内容

審査項目・評価内容	配点
1 基本方針	
(1) 本業務の趣旨を十分に理解した上で取組方針を定めているか。	10
2 実施体制	
(1) 類似業務の実績があるか。	5
(2) 業務の実施体制は十分なものか。 • 設計業務における設計管理技術者が「同種事業※1」における「設計管理技術者※4」又は「設計主任技術者※5」としての実績 (2.0点) • 設計業務における照査技術者が「同種事業※1」における「照査技術者※4」としての実績 (2.0点) • 施工业務における現場代理人が「同種事業※1」における現場代理人、又は主任技術者としての実績 (2.0点) • 施工业務における主任技術者が「同種事業※1」における現場代理人、又は主任技術者としての実績 (2.0点) • 監理業務における監理業務管理技術者が「同種事業※1」における「監理業務管理技術者※6」又は「監理業務主任技術者※7」としての実績 (2.0点)	10
(3) 業務スケジュールは具体的で、確実性のあるものか。	5
3 提案内容	
(1) 周辺施設との整合性等	10
(2) 公園利用者への配慮<屋外トイレ>	15
(3) 緊急時、災害時の利用<防災倉庫(マンホールトイレ用)>	10
(4) 維持管理性	10
(5) 自由提案	10
4 見積額	
(1) 見積額は妥当なものか。	15
合 計	100